

## 第15号議案

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了し</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>

改正後	改正前
<u>た者を含む。)</u> (6)～(10) (略) 4・5 (略)	(6)～(10) (略) 4・5 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

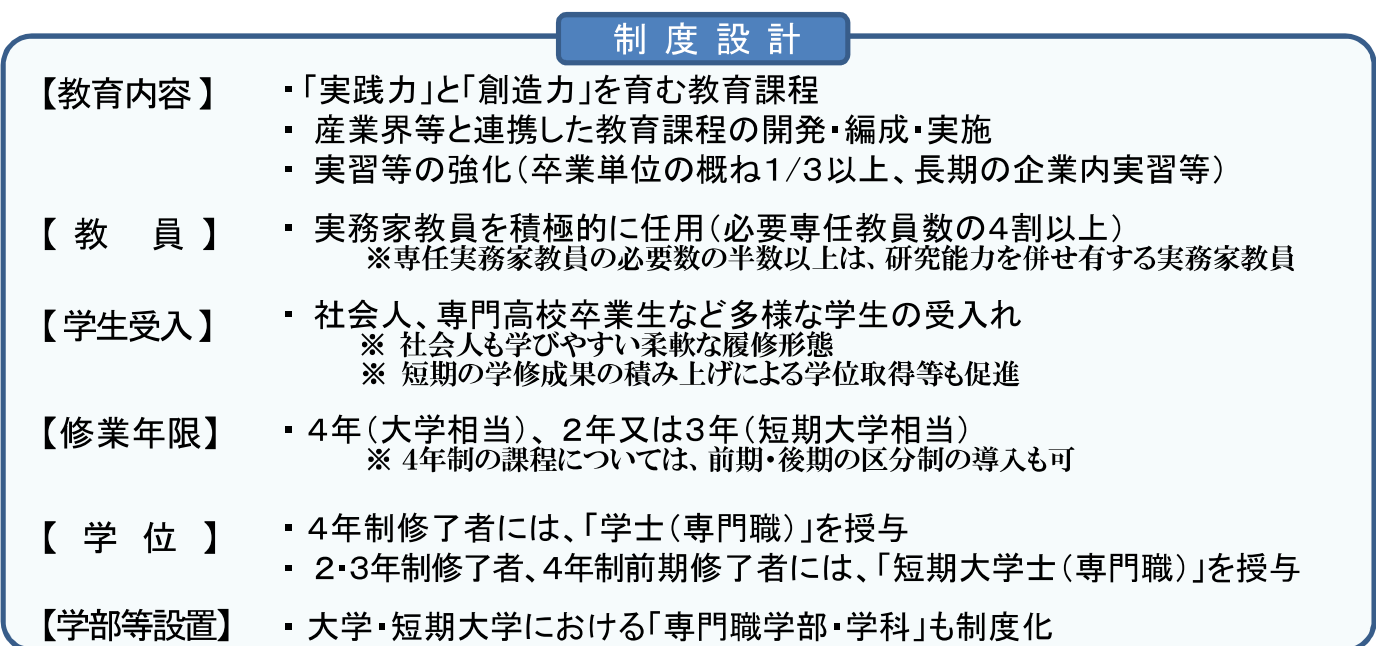
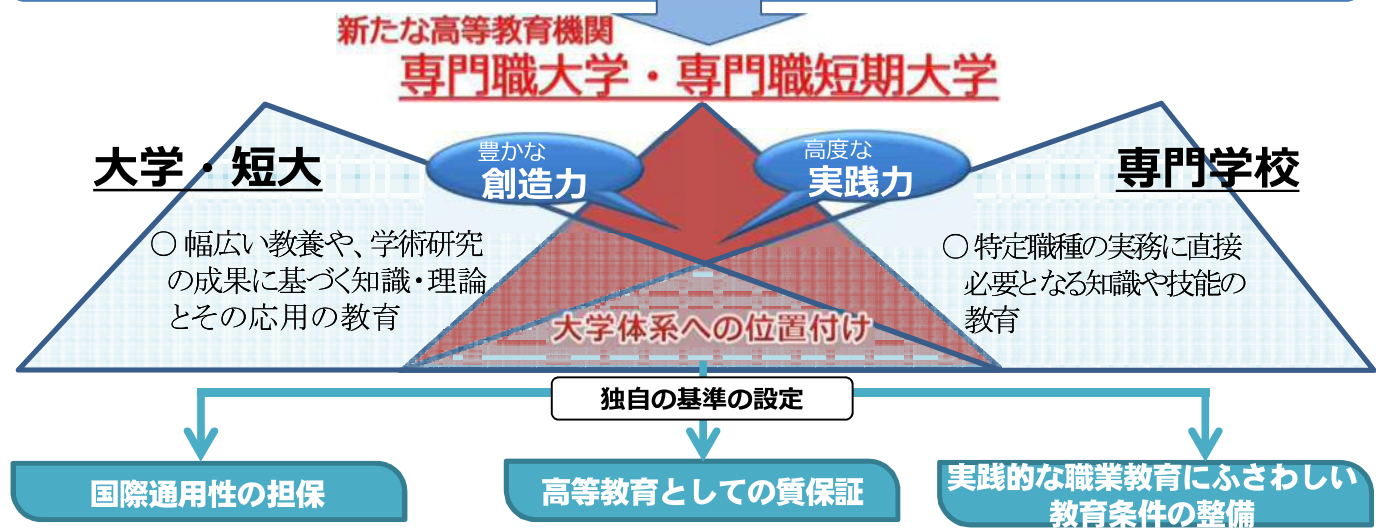
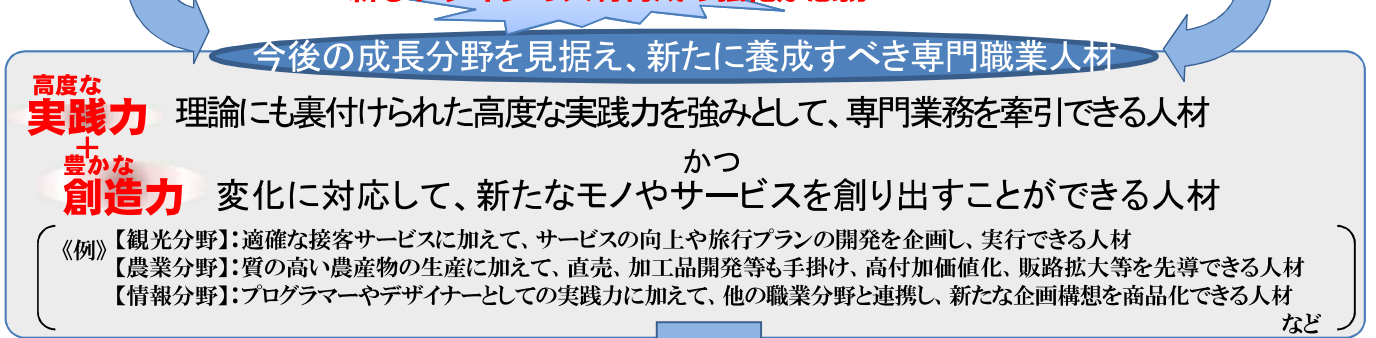
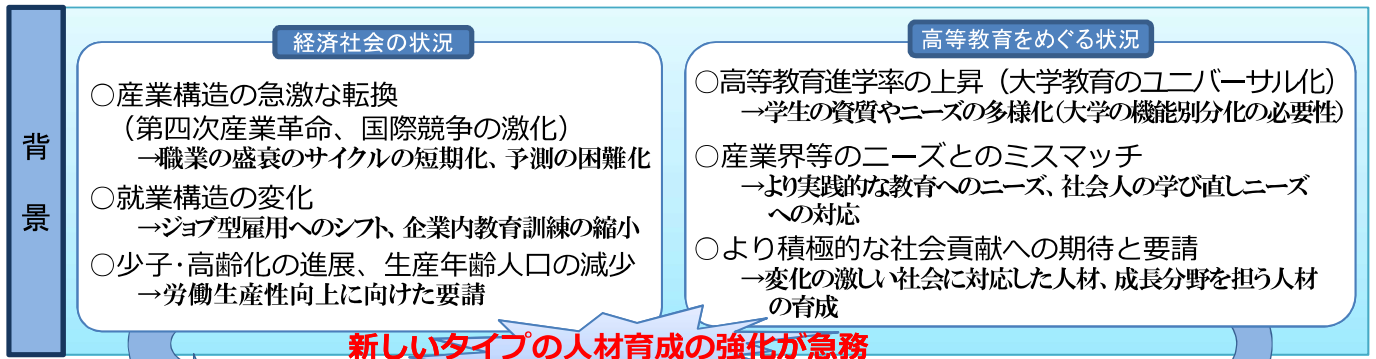
専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学の制度が設けられたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成することとなる専門職大学の前期課程の修了者を追加することとする。(第10条関係)

#### 3 施行期日

平成31年4月1日

# 専門職大学・専門職短期大学の制度化について

学校教育法の一部を改正する法律 H29.5.31公布、H31.4.1施行



○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六〜九 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>